

# 尼崎商工会議所サムライ研究会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この研究会は、尼崎商工会議所サムライ研究会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、尼崎商工会議所産業部におく。

(目的)

第3条 本会は、士業間の交流、経営者や金融機関との交流等、人的ネットワークの構築の機会や相互研鑽の機会を提供することで、本会会員の育成、顧客拡大の機会を図るとともに、本会会員の活用を通じて尼崎商工会議所会員企業に対して新たなビジネスを提供し、地域企業や市民に還元することにより、地域活性化を推進することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業の内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 定例会

定例会は、次の項目を実施する。

- ① 士業間における情報交換会
- ② 本会会員と金融機関における情報交換会
- ③ 経営者等を招いてのビジネスモデルの分析
- ④ 制度改正等の勉強会
- ⑤ 地域活性化を目的とした貢献事業の提案
- ⑥ その他、本会会員の発展に資する事業

### (2) セミナーの開催

尼崎商工会議所会員企業向けセミナーを開催する。

セミナーの開催にあたっては、本会会員よりセミナーの提案を募集し、審査の上、これを行う。

### (3) 交流・支援事業

本会会員と尼崎商工会議所会員企業の交流・支援の場として、次の事業を行う。

- ① 合同無料相談会の実施  
本会主催のもと、尼崎商工会議所会員企業向けに無料相談会を設ける。
- ② 専門家派遣の実施  
本会や尼崎商工会議所に寄せられた案件に対して、本会会員を相談企業に派

遣する。寄せられた案件が多種の分野に渡る場合は、複数会員でこれにあたることがある。

③ その他の交流支援事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第3章 会 員

(会員資格)

第6条 本会の会員は、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 尼崎商工会議所会員であること。
- (2) 1級建築士、技術士、行政書士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、弁護士、弁理士(50音順)の12業種で、資格登録を行っていること。
- (3) 会費を滞納することなく納めること。

(会 費)

第7条 本会の年会費は、次の通りとし、期日までに納めることとする。

年会費 12,000円

ただし、10月以降の入会は特例として半額とする。

(退 会)

第8条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 本人から退会の意思表示があったとき。
  - (2) 尼崎商工会議所会員でなくなったとき、または尼崎商工会議所会員企業に所属しなくなったとき。
  - (3) 会費を滞納したとき。
2. 本会を退会した場合は、すでに納めた会費は返納しない。

### 第4章 総 会

(総 会)

第9条 本会に総会を置く。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。通常総会は、毎事業年度1回開催する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または本会会員の2分の1以上の同意を得て請求があったとき開催する。
3. 総会は、会長が招集する。

(総会の決議事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の議決により、これを決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の金額、払込方法、その他会費に関する事項の承認
- (3) 次期役員及び会長、副会長、理事、監事の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び収支予算の決定または変更
- (6) 事業報告及び収支決算の承認
- (7) その他本会運営に関する重要事項

(総会の議事)

第11条 総会は、本会会員の2分の1以上（委任状を含む）の会員の出席により成立する。

2. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 総会の議事は、出席者（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第5章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員職を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 3～7名
- (4) 監事 2名

(役員の数)

第13条 役員の数、次の通りとする。

(1) 役員の総数は、8名以上12名以下とする。

(2) 役員数は、1士業2名までとする。

(3) 上記数を超える立候補・推薦があった場合は、役員会で選挙を行い、選出を行う。

(役員を選出)

第14条 役員は本会会員の中から選出し、会長・副会長・理事・監事は役員の中から互選する。

(役員職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、会長、副会長を補佐し、会務を行う。

4. 監事は本会の業務及び会計を監査し、その結果を本会の総会で報告する。

また、役員改選において選挙を行う場合は、開票を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、就任後次の通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 同一役員職は引き続き2期を超えて在任することはできない。
3. 役員を辞任する場合に、役員総数が8名を下まわるときは、その役員は後任者が就任するまではその職務を行う。
4. 後任者の選任については、第10条第3号の規定にかかわらず、役員会の決議により選任する。
5. 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 役員会

(役員会)

第17条 本会に役員会を置く。

2. 役員会は、役員をもって組織する。
3. 役員会は、必要に応じ、会長がこれを招集し、その議長となる。

(役員会の審議事項)

第18条 役員会は次の職務を行う

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 会員の入会の諾否
- (3) 会費の金額、払込方法、その他会費に関する事項の提案
- (4) 次期役員を選出
- (5) 第16条第4項の後任者の選任
- (6) 本会の事業運営に関すること
- (7) その他総会に提案すべきこと

### 【附 則】

1. 本規約は平成21年10月27日より施行する。
2. 平成22年4月22日に一部改正。
3. 平成24年4月23日に一部改正。
4. 平成25年4月24日に一部改正。
5. 平成26年4月23日に一部改正。